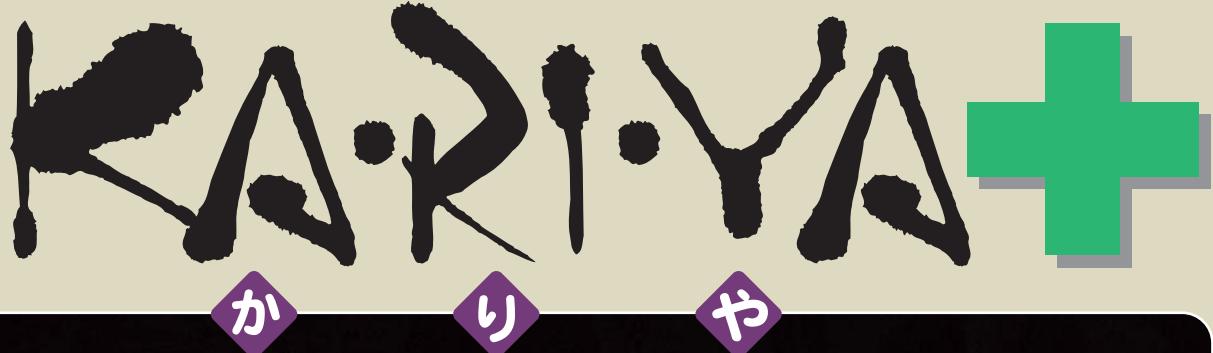


2026
2月
No.622



阿久比町卯坂 阿久比スポーツ村「心に残る冬の夜」

写真提供：渡部 修 氏

もくじ

令和7年愛知の死亡災害発生状況（速報版）	1	衣浦東部保健所コーナー	9
化学物質管理強調月間	5	社会保険労務士が答える企業の労務管理	10
女性活躍推進法が改正されました！	5	脱監督官の労務相談サロン	11
愛知労働局管内死亡災害発生状況	6	安全屋のこだわり	12
愛知県の全産業死亡災害	6	会員だより	13
労働者死傷病報告書受付状況	7	お知らせ	14
監督署だより	8		



安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。
24HいつでもOKです。
 - 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
 - 予約状況も画面で確認ができます。
 - 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ホームページアドレス ■

文淵閣

- ・名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換える方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
 - ・知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科
バス停下車(徒歩5分)
 - ・国道23号線(名四国道)豊明インターチェンジより国道1号線を東上、3.5km
右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所 愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

令和7年愛知の死亡災害発生状況（速報版）

愛知労働局安全課

1 死亡災害の発生状況

愛知県内における労働災害による死者数は、年間40人台を中心に推移していたが、令和3年に過去最少の26人まで減少して以降、40人を下回る状況で推移している。

令和7年は、令和8年1月7日現在、死者数は26人となり、前年と比較して8人の減少となった。

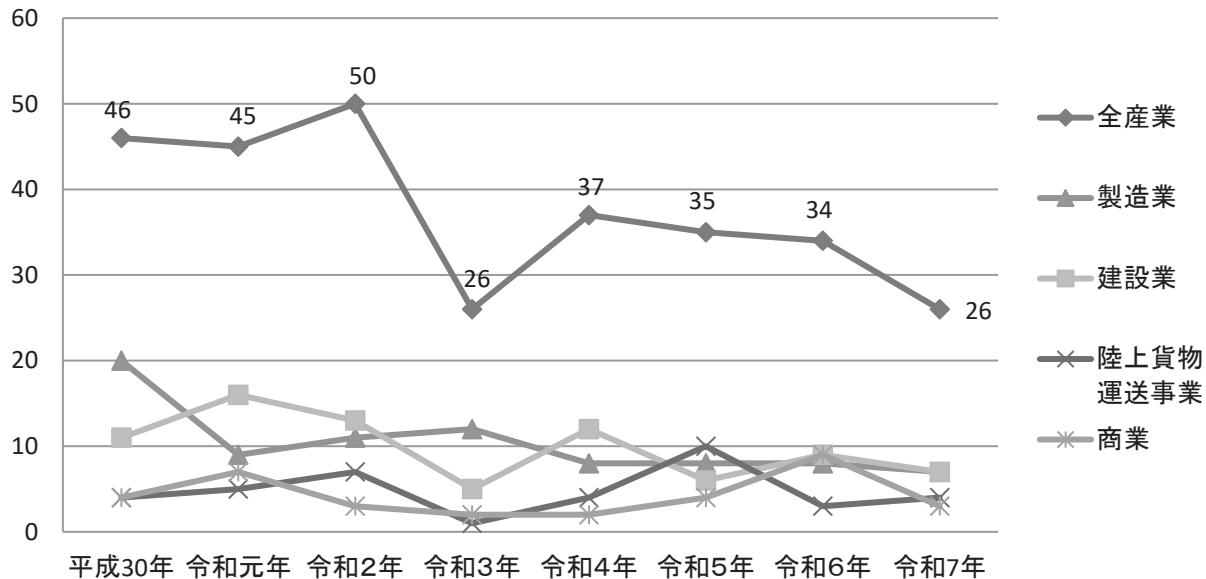
業種別分類でみると製造業及び建設業、商業で死者数は減少、陸上貨物運送事業で死者数が増加した。特に商業においては、前年と比較し9人から3人と大幅に減少した。

(表1)

年		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
死亡災害	全産業	45	50	26	37	35	34	26
	製造業	9	11	12	8	8	8	7
	建設業	16	13	5	12	6	9	7
	陸上貨物運送事業	5	7	1	6	10	3	4
	商業	7	3	2	2	4	9	3

(令和7年は、令和8年1月7日現在速報値で未確定、令和元年～令和6年は確定値)

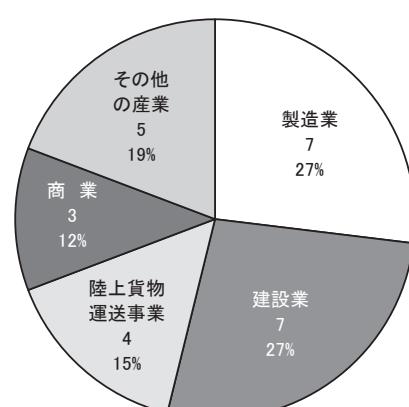
死亡災害の推移（グラフ1）



2 業種別死亡災害発生状況

	令和7年(速報値)	令和6年(確定値)
製造業	7	8
建設業	7	9
陸上貨物運送事業	4	3
商業	3	9
その他の産業	5	5
合計	26	34

令和7年 業種別死亡災害発生状況（表2）



令和7年 業種別死亡災害発生状況（グラフ2）

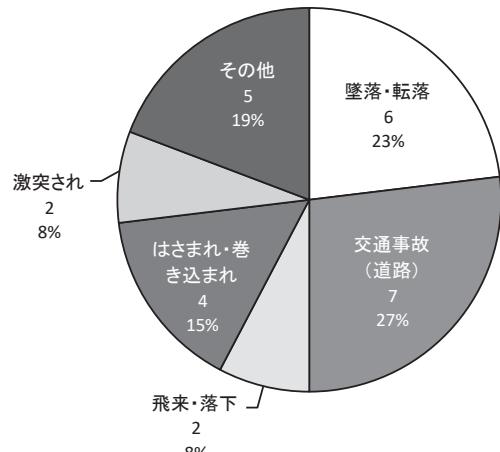
業種別の死亡災害発生状況については、グラフ2のとおり製造業、建設業が7人と最も多く、次いで陸上貨物運送事業（4人）の順で発生している。建設業、製造業、陸上貨物運送事業の3業種で全体の69%を占めている。

3 事故の型別死亡災害発生状況

～墜落・転落、交通事故（道路）で50%を占めている～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物運送事業	商業
墜落・転落	6	2	2		1
交通事故（道路）	7		1	3	2
飛来・落下	2		2		
はさまれ・巻き込まれ	4	2			
激突され	2				
倒壊・崩壊		1			
有害物等との接触					
その他の	5	2	2	1	
合計	26	7	7	4	3

令和7年 事故の型別死亡災害発生状況（表3）



令和7年 事故の型別死亡災害発生状況
(グラフ3)

事故の型別の死亡災害発生状況については、表3・グラフ3のとおり全産業では、交通事故（道路）が最も多く27%を占め、次いで墜落・転落で23%となっている。墜落・転落及び交通事故（道路）の事故の型で全体の50%を占めている。

製造業では、従来、機械などによるはさまれ・巻き込まれが多くを占めてきたが、令和6年に10人から2人へ大幅に減少して以降、減少傾向を維持している。

建設業では、従前から墜落・転落が多く発生する傾向がみられてきたが、5人から2人へ大幅に減少した。

商業では、令和6年の8人から3人へ大幅減少しており、交通事故（道路）について6人から2人へ減少した。

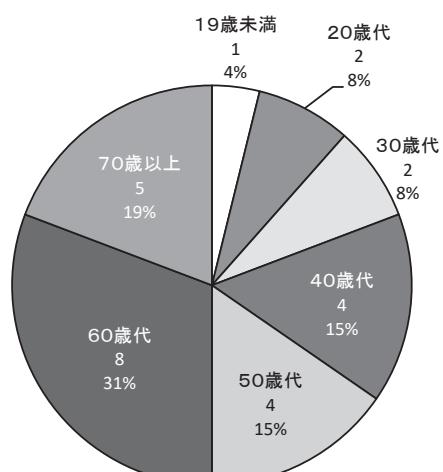
陸上貨物運送事業は昨年と比べ、3人から4人へ増加しているが、墜落・転落災害については、2人から0人に減少している。

4 年齢別死亡災害発生状況

～60歳代が最多の31%を占めている～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物運送事業	商業
19歳未満	1	1			
20歳代	2	1	1		
30歳代	2	1	1		
40歳代	4	1	1	1	
50歳代	4	1	1	1	
60歳代	8	2	2	2	1
70歳以上	5		1		2
合計	26	7	7	4	3

令和7年 年齢別死亡災害発生状況（表4）



令和7年 年齢別死亡災害発生状況
(グラフ4)

年齢別の死亡災害発生状況については、表4・グラフ4のとおり、60歳代が最も多く全体の31%を占めている。

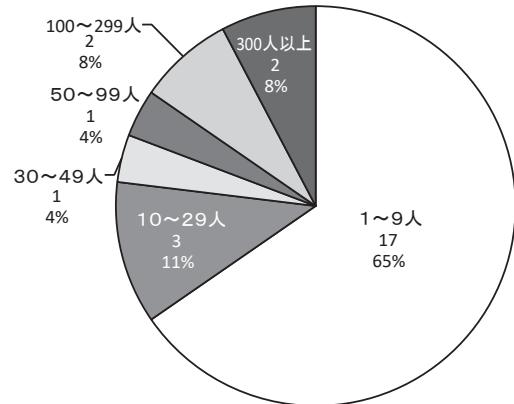
60歳以上が全体の50%を占めている。

5 事業場の規模別死亡災害発生状況

～規模50人未満の事業場で80%を占める～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物運送事業	商業
1～9人	17	3	6	2	3
10～29人	3		1	1	
30～49人	1			1	
50～99人	1				
100～299人	2	1			
300人以上	2	3			
不 明					
合 計	26	7	7	4	3

令和7年 事業場規模別死亡災害発生状況（表5）



令和7年 事業場規模別死亡災害発生状況
(グラフ5)

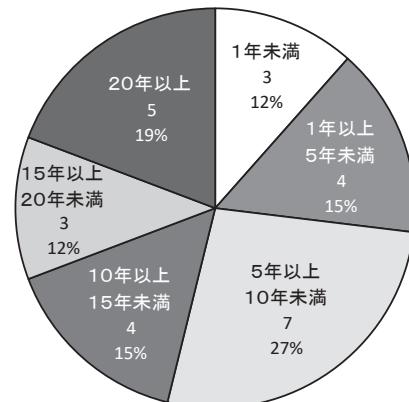
事業場規模別の死亡災害発生状況については、表5・グラフ5のとおり、安全・衛生管理者等の選任義務のない50人未満の事業場において全体の80%を占めている。特に建設業では中小零細規模の専門工事業者が多いことから、6人すべてが事業場規模10人未満の労働者となっている。

6 経験別の死亡災害発生状況

～10年未満の労働者が全体の50%を占めている～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物運送事業	商業
1年未満	3	1		2	
1年以上5年未満	4		1		
5年以上10年未満	7	3	1	1	1
10年以上15年未満	4	3	1		
15年以上20年未満	3		2		1
20年以上	5		2	1	1
不明					
合 計	26	7	7	4	3

令和7年 経験別死亡災害発生状況（表6）



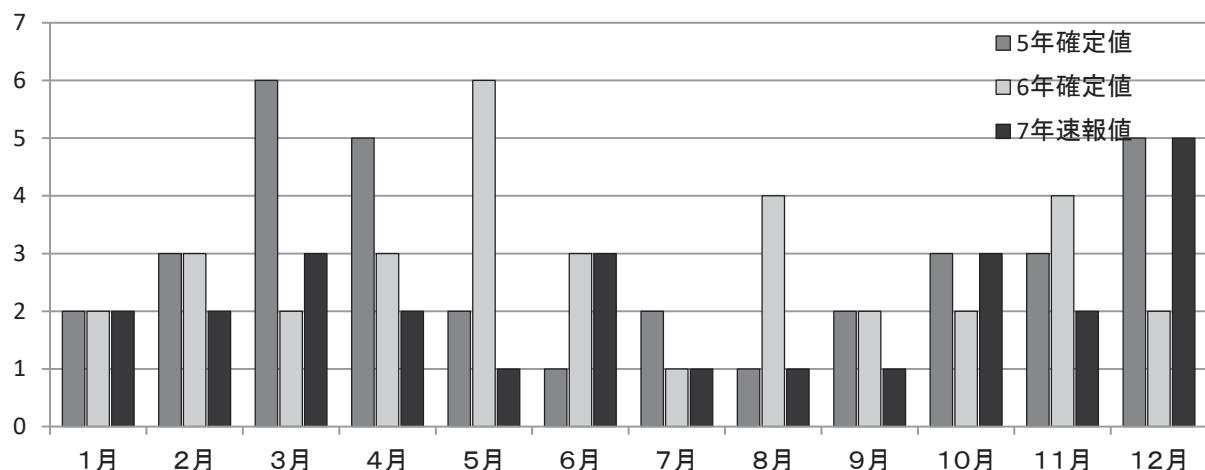
令和7年 経験別死亡災害発生状況
(グラフ6)

経験別の死亡災害発生状況については、表6・グラフ6のとおり、全産業では、経験年数5年以上10年未満の労働者が7人と最も多くを占めている。昨年の死亡者数は10年未満の労働者が8名、10年以上の労働者が21名であったが、今年は10年未満の労働者が14名、10年以上の労働者が12名と比較的経験年数の浅い労働者が多く死亡している傾向にある。

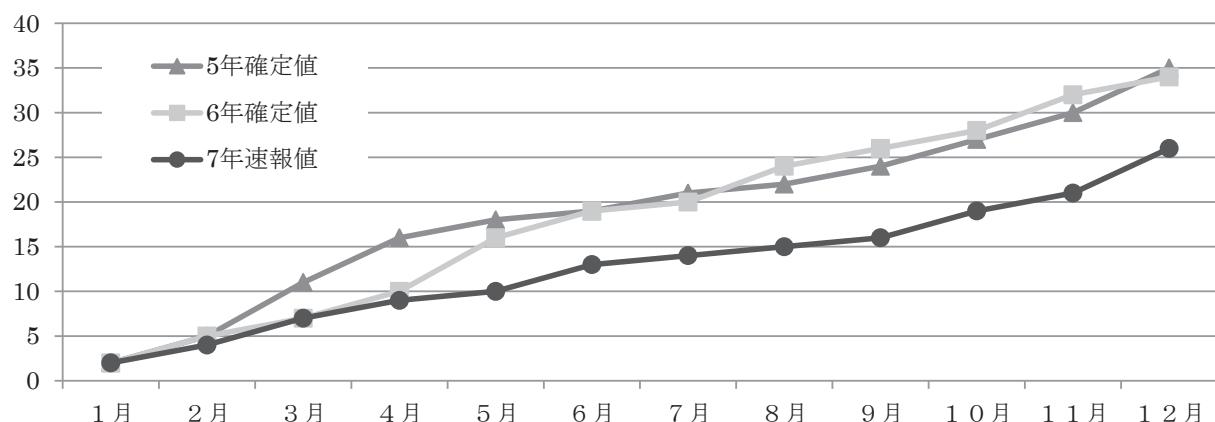
7 月別の死亡災害発生状況

～12月に5件と多く発生した～

(グラフ7-1)



(グラフ7-2)



月別の死亡災害発生状況についてはグラフ7-1、7-2のとおり、例年12月に死亡災害が増加する傾向にあり、令和7年度については1月から11月までは月ごとの死亡者数が1から3人であるが12月は5人と大幅に増加している。

まとめ

愛知労働局が策定した第14次労働災害防止推進計画（令和5年度～令和9年度）では、全業種における死亡者数を、令和9年までの早期に25人を下回ることを目標に掲げるとともに、重点業種目標として製造業で6人、建設業で5人を下回ることを目標としている。

令和8年1月7日現在の死亡者数の速報値が26人であり、全業種目標を1人上回っており、また、重点業種目標である製造業は7人、建設業は7人と、いずれも目標を達成することはできなかった。しかしながら、死亡者数については中長期的に減少傾向で推移している。

愛知労働局では、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康管理を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現するとともに、今後さらなる死亡災害の減少を目指すため、「安全経営あいち®」の推進・定着を強力に推進することとしている。

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

✓ がつかない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R.A）対象物であるかを把握していますか。

○化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。
○令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のR.A対象物はこれらのリストをご覧ください。
○令和9年4月1日以降に約150物質が追加される予定です。追加物質については、これらのリストをご確認ください。

R7.R8追加分 QRコード

②化学物質管理者を選任していますか。

○R.A対象物の製造・取扱事業場において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。
○化学物質選任については、以下のQ&AのNo.2-1-1～2-1-10をご確認ください。
「化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A」

③R.Aを実施していますか。

○リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。
○厚生労働省では、R.Aの実施を支援するため各種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってR.Aを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。
- 建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル
(参考) Q1-1なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか?
Q1-2リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか?

業種・作業別マニュアル (建設・作業別) (建設) サポート QRコード

④R.Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

○法令に講べき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に閲わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。
○③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。
(参考) Q1-2リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務です。
Q1-2リスクを低減するためにどのような措置を講ずるべきか?

⑤安全データシート(SDS)とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

○化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。
(参考) Q1-1入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。
Q1-2ハザルズSDS記載内容を労働者に教育する義務はあるか?

⑥(保護具を使用している場合)保護具着用管理責任者を選任していますか。

○保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&AのNo.2-2-1～2-2-3をご確認ください。
「化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A」

⑦(化学物質の譲渡・提供を行っている場合) SDS等による通知を行っていますか。

○化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。
(参考) Q1-3 SDSはいつ交付しなければならないのか?
Q1-3ホームページでSDSを提供しても良いか?

まずはホームページで必要な対応をチェック!
ケミガイド <https://chemiguide.mhlw.go.jp/> QRコード

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

(R7.11)

事業主の皆さまへ 令和8年4月1日施行

女性活躍推進法が改正されました！

男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大
女性の健康上の特性への配慮も盛り込まれました

女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るために、10年の期限延長や情報公表の必須項目の拡大を含めた女性活躍推進法等を改正する法律が成立し（令和7年6月11日公布）、また、女性活躍推進法に基づく省令・指針を改正しました（同年12月23日公布・告示）。

事業主の皆さまは、女性活躍推進法に基づく情報公表や一般事業主行動計画の策定に際し、改正法や改正省令・指針に沿った取組が行われるよう準備をお願いします。

情報公表の必須項目の拡大

これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

* 男女間賃金差異及び女性管理職比率に加え、従業員数301人以上の企業は、①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する指標から1項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から1項目以上の合計4項目以上、従業員数101人以上の企業は、①及び②から1項目以上の合計3項目以上を公表することとなります。

Q 男女間賃金差異や女性管理職比率の情報公表の方法は。

A 公表の場は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」が最も適切です。是非ご活用ください。
URL: <http://positive-nourritsu.mhlw.go.jp/positivebd/>
なお、自社のホームページへの掲載等でもさしつかえありません。

えるぼし認定基準（1段階目）の見直し

えるぼし認定（1段階目）の基準を見直し、改善傾向にあることを評価する新たな選択肢を示しました。

えるぼしプラス（仮称）認定の創設

えるぼし認定（1・2・3段階目）及びプラチナえるぼしについて、女性の健康支援に関する基準を追加した新しい認定を創設します。

職場における女性の健康支援

女性の活躍の推進は、女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨が法律で明確化されました。併せて、企業の皆さまが、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する際に、職場における女性の健康支援に資する取組を盛り込むことを促すため、事業主行動計画策定指針を改正しました。

【女性活躍推進法の詳しい改正情報はこちら！】

愛知労働局ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」
URL: https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-rooudoukyoku/kaisel_jokatsu_00001.html

お問い合わせ先 愛知労働局 就雇環境・均等部指導課（TEL: 052-857-0312）



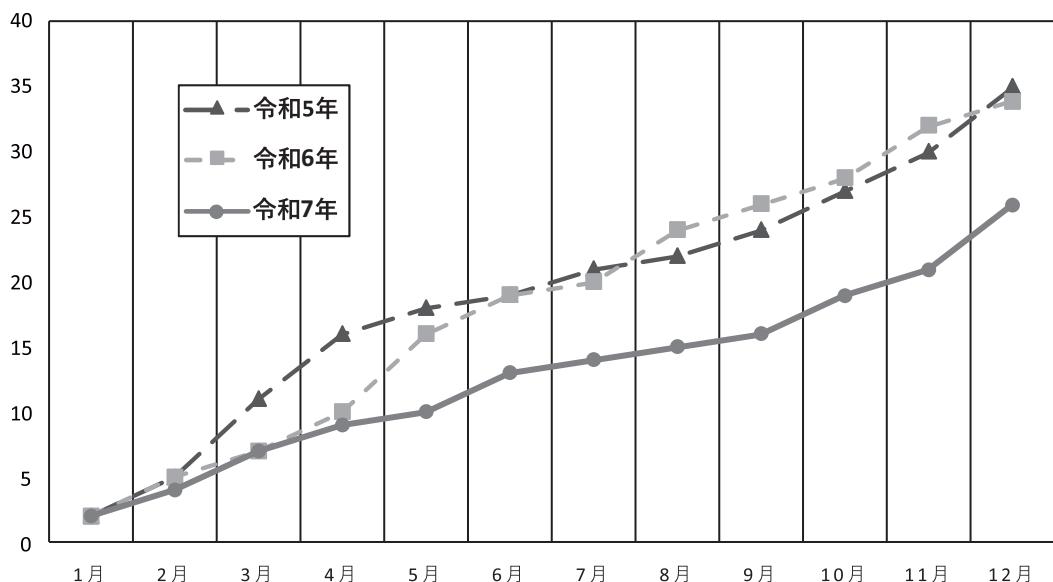
愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和8年1月7日現在の速報値）

愛知労働局

業種	年別	令和7年速報値	令和6年同期（速報値）	令和6年確定値
製 造 業	食料品製造業	7	6(1)	8(1)
	化 学 工 業	1		1
	鉄鋼・非鉄金属	2		
	金 属 製 品	1	1	1
	一般・電気・輸送用	1	2(1)	3(1)
	そ の 他	2	3	3
建 設 業	土木工事業	7(1)	7(2)	9(2)
	建築工事業	3(1)	1(1)	2(1)
	そ の 他	1	3	3
	そ の 他	3	3(1)	4(1)
陸 上 貨 物 運 送 事 業		4(3)	3(1)	3(1)
商 業	卸売業	3(2)	8(6)	9(6)
	小売業	2(1)	1	1
	そ の 他	1(1)	6(5)	7(5)
	そ の 他		1(1)	1(1)
清掃・と畜業		3	2	2
上記以外の事業		2(1)	3(1)	3(1)
合 計		26(7)	29(11)	34(11)

※（ ）内は交通事故による死者数で内数である。

月別死亡災害発生状況積算グラフ



愛知県の全産業死亡災害

(令和8年1月5日現在)

愛知労働局

発生月 発生時間	業種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R7.10.20. 14:00	土木工事業	9名以下		50代	1年	交通事故 (道路)	トラック	道路の除草作業を行い、刈り取った草をパッカー車に積み込み運搬していた。その際に、歩道に乗り上げ街路樹・街路灯等をなぎ倒して走行し、最終的に変圧器に衝突して横転したもの。
R7.12.4. 13:10	清掃・ と畜業	9名以下	作業員	70代	年	激突され	その他の 乗物	浄化槽の清掃を行うため、ホースの準備をしていたところ、停車したパキュームカー(4t)が逸走し被災者が轢かれもの。
R7.12.20. 11:20	建築工事業 (木建以外)	9名以下	建設 作業員	60代	年	飛来・落下	エレベータ・ リフト	テナントビル新築工事現場において、外部足場に設置されたロングスパン工事用エレベーターの下を通路として、エレベーターピットへの土砂搬入作業に従事していたところ、無人で降下してきたロングスパン工事用エレベータ搬器の下敷きとなり、病院に搬送されるもその後に死亡したもの。
R7.12.24. 14:00	商業	9名以下	作業員	70代	年	墜落・転落	フォークリフト	プラットフォーム上でフォークリフトを旋回中に墜落し、プラットフォームの下に駐車中のトラックとフォークリフトの間に挟まれて死亡した。

令和7年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和7年12月末日現在）

刈谷労働基準監督署

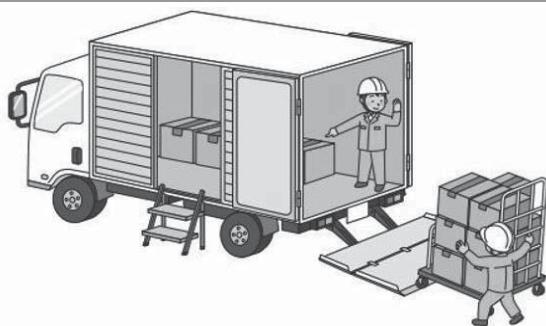
	今月件数		累計		前年同期		対前年増減数		
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	
製造業計	16		173		199	(1)	-26	-1	
食料品	4		36		39		-3		
織維			2		2				
木材・木製品			1		2		-1		
製紙・印刷	1		3		4		-1		
化学校	1		18		14		+4		
窯業・土石	1		14		10	(1)	+4	-1	
鉄鋼・非鉄			8		12		-4		
金属製品	4		31		37		-6		
一般機械	1		11		21		-10		
電気機械			2		2				
輸送用機械	4		44		46		-2		
その他製造			3		10		-7		
建設業計	3		36		(1)	43		-7	+1
土木			10			7		+3	
建築	3		14			23		-9	
その他			12	(1)	13		-1	+1	
交通・運輸業	7		49	(1)	52		-3	+1	
陸上貨物業			1			6		-5	
港湾荷役業	1		3			1		+2	
商業	6		63			58		+5	
接客・娯楽業	1		27			29		-2	
清掃業	2		14			19		-5	
その他	9		120			152		-32	
合計	45		486	(2)	559	(1)	-73	+1	

※本統計は令和7年12月末までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

必要な講習はお済みですか？

テールゲートリフター特別教育



荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務は、特別教育の対象です

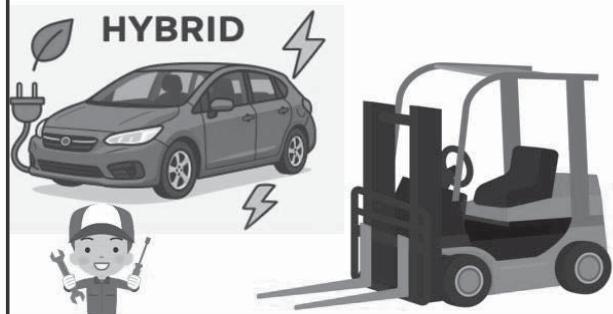
労働安全衛生規則 第36条 第5号の4(令和6年2月1日施行)



特別教育の受講をご希望の方は
こちら→



電気自動車等の整備業務に係る特別教育



対地電圧が五十ボルトを超える蓄電池を内蔵する
バッテリー式フォークリフトやHEVなどの整備の
業務は、特別教育の対象です

労働安全衛生規則 第36条 第4号の2 (令和6年10月1日施行)

特別教育の受講をご希望の方はこちら→



近年、空き時間を利用して様々な仕事を行う「スポットワーカー」と呼ばれる人々が増えています。人手不足が深刻な問題となっている業界においては、スポットワーカーの活用が問題解決の手段として重要な役割を果たしています。

スポットワークは、選考過程がほとんどなく、アプリなどのサービス内で求人企業と求職者のマッチングが成立すれば、手軽に働くことができるという特徴があります。一方で労働条件が十分に伝達されないケース等もあり、活用に際しては留意が必要です。労働条件の書面等による明示はもちろんのこと、就業規則がスポットワークに対応できる内容か、労働時間は適正に把握できているか等について、不備がないよう整備することを要します。また、スポットワーカーが業務中や通勤中に負傷した場合などは、スポットワーカーも「労働者」である以上、一般の労働者と同様に労災保険が適用されることとなります。

以下、スポットワークにおいて特にトラブルが生じやすいポイントについて、何点か記載します。

(1) 雇用契約はどの段階で成立するのか？

スポットワークでは、事業主が掲載した求人に求職者が応募し、面接等を経ることなく、短時間に求人と応募がマッチングすることが一般的です。面接等を経ることなく先着順で就労が決定する求人では、別途特段の合意がなければ、求人に求職者が応募した時点で労使双方の合意があったとして労働契約が成立するものと一般的には考えられています。

労働契約が成立すると、事業主には労働基準法等を守る義務が生じるため、予定された就業開始前に労働条件を明示することなどが必要となります。また、一旦確定した労働日や労働時間等の変更は労働条件の変更に該当し、事業主とスポットワーカー双方の合意を要します。

(2) スpotトワーカーを休業させたり、予定よりも早上がりさせたりしたら？

事業主の都合で丸1日の休業または仕事の早上がりをさせることになった場合は、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」となるので、スポットワーカーに対し、所定支払日までに休業手当を支払う必要があります。

(3) 予定していた労働時間とは異なる勤務実績が提出されたら？

スポットワーカーから予定していた労働時間と異なる実際の労働時間の申請がなされた場合は、予定していた労働時間に基づき勤務した賃金は遅滞なく支払うとともに、予定の労働時間と異なる時間については、速やかに確認し、労働時間を確定させましょう。

厚生労働省においては、スポットワークを活用する際の留意点についてパンフレットを作成し、ホームページに掲載しています。スポットワークを現在活用している、今後導入を検討されている事業場におかれましては、一度ご参照いただけますと幸いです。

厚生労働省 HP 令和7年7月4日掲載

『いわゆる「スポットワーク」における留意事項等をとりまとめたリーフレットを作成し、関係団体にその周知等を要請しました。』



衣浦東部保健所コーナー



お酒と上手に付き合おう



お酒の飲みすぎは、からだにもこころにも負担をかけます。
楽しいお酒の時間を続けるために、今日から少しだけ意識してみませんか？

～あなたの飲酒についてチェックしてみよう！(AUDIT-C)～

No	質問	0点	1点	2点	3点	4点
1	あなたはアルコール含有飲料をどのくらいの頻度で飲みますか	飲まない	月に1度以下	月に2~4度	週に2~3度	週に4度以上
2	飲酒する時、通常どのくらいの量を飲みますか(参考：ドリンクの目安)	1~2 ドリンク	3~4 ドリンク	5~6 ドリンク	7~9 ドリンク	10 ドリンク以上
3	一度に6ドリンク以上飲酒することがどのくらいの頻度でありますか	ない	月に1度未満	月に1度	週に1度	ほぼ毎日

ドリンクの目安

日本酒	ビール	ウイスキー	焼酎(25%)	ワイン
1合	中びん1本	水割りダブル1杯	1合	グラス1杯
2ドリンク	2ドリンク	2ドリンク	3.5ドリンク	1.5ドリンク

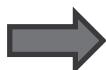
QRコード及び以下のサイトでも
簡単にドリンク数の確認ができます。



アルコールウォッチ（厚生労働省）
<https://izonsho.mhlw.go.jp/alcoholwatch/>

判定:3つの質問の合計点数

男性：5点未満
女性：4点未満



危険の少ない飲酒 年1回チェックしましょう

男性：5点以上
女性：4点以上



危険・有害な飲酒の可能性が高いと考えられます！

～飲酒習慣を見直しましょう～

○あらかじめ量を決めて飲酒する

○飲酒前、飲酒中に食事をとる

○飲酒の合間に水を飲む

○1週間のうち、飲まない日を設ける

お酒に関する困りごと等の相談について

【相談先】 衣浦東部保健所 健康支援課 こころの健康推進グループ

電話：(0566) 21-9337

★月～金（祝祭日は除く）の午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時を除く）

その他の相談
QRコード



社会保険労務士が答える 企業の労務管理

船岡和彦

退職金制度の導入を検討してはいかがでしょうか？



には、会社が生命保険会社などに掛金の積み立てや運用などを委託する「規約型」と、会社とは別に企業年金基金（設立には原則は300人以上）を設立し、基金が退職金にかかる業務を行う「基金型」

については会社が責任を負うことはありません。
(4) 中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という）は、会社は（独立）勤労者退職金共済機構（以下、「機構」という）が運営する中退共済制度に加入し、機構に毎月掛金を支払い、機構が資産運用と退職金を積み立てる制度です。

以上、簡単に退職金についてご説明しましたが、少子高齢化により今後ますます人手不足は顕著になつていくと思われます。在籍中の社員さんが定年まで安心して働ける、また求職者が安心して働くと思つてもらえる魅力のひとつとして退職金制度の導入を検討してはいかがでしょうか？



立
(1) 退職一時金（自社積立）
次に退職金制度の種類ですが、一般的には、制度で、運用リスクの責任は会社が負います。

(2) 確定給付企業年金制度
(3) 企業型確定拠出年金制度
(4) 中小企業退職金共済制度
(2)～(4)は外部積立

(1)の退職一時金は外部機関を利用せず、自社で退職金を積み立て、退職時に一括して支払う制度です。
(2)の確定給付企業年金制度は、会社が退職金規程で定められた退職金額を支給するために必要な資金を生命保険会社などから借り入れ、資金の返済は会社が負います。

退職金はその支給方法に着目すると、退職時に一括して支給する「退職一時金」と、退職金の全部または一部を年金で支給する「退職年金（企業年金）」に分類されます。
なお中退共は、企業に限られます。

制度がある
(3) 掛金全額が損金（法人）又は必要経費（個人）として非課税扱い
(4) 外部積立のため事務処理が簡単かつ、制度維持の手数料も不要
といった特徴があり、導入しやすくメリットの多い制度といえます。

イラスト・伊藤香澄

第 11 話 ~管理監督者~

相談者 運送業 取締役

「私は、運送業の取締役です。人手不足等の影響で、管理職の時間外・休日労働が増加しました。弊社では課長以上は管理職で、時間外・休日労働を行なっても残業手当は支給されません。課長に昇進し、昇進前より労働時間が増加したにもかかわらず、賃金総額が減少し、不満の声が上がっています。若手社員の中には、管理職にはなりたくないという者もいます。弊社の制度は問題がありますか？」

「労働基準法 41 条で規定する管理監督者に該当する者は、労働時間、休憩、休日に関する規定は適用されません。しかし、労働基準法上の管理監督者に当たらない管理職が、管理監督者と扱われていることがあります。管理監督者に当てはまるかどうかは、役職名でなく、『職務内容や責任と権限、勤務態様、待遇等』の要件を踏まえて、実態により総合的に判断する必要があります。」

「管理監督者の要件の職務内容や責任と権限、勤務態様、待遇とは、どのような内容ですか？」

「職務内容や責任と権限は『経営者と一体的な立場で仕事をしていること』、勤務態様は『出社、退社や勤務時間について厳格な制限を受けていないこと』、待遇は『その地位に相応しい待遇を受けていること』です。貴社の場合、職務内容や責任と権限、勤務態様はわかりませんが、課長に昇進し賃金総額が減少することは、その地位に相応しい待遇ではなく、管理監督者に当てはまらないと考えられます。」

「弊社の課長は、権限や勤務態様からも管理監督者に当てはまらないと思います。労働基準監督署から管理監督者に当てはまらないとの指摘を受けた場合、どのように是正する必要がありますか？」

「管理監督者に当てはまらない場合は、労働基準法の労働時間、休憩、休日に関する規定が適用され、時間外・休日労働に対して、未払い残業代を支払う必要が生じます。管理職は、もともとの基本給や役職手当が高く設定されていることが多いので、これにより割増賃金の計算基礎となる賃金単価が高額となります。さらに、裁判等で、課長以外の管理職からも残業代請求を受けるリスクが生じます。賃金請求権の消滅時効が 3 年に延長され、過去 3 年分までの未払残業代請求が可能となります。」

「裁判で争いになった場合、管理監督者の要件の中で、どのようなことが重視され判断されますか？」

「現在のところ最高裁判決はありませんが、裁判例では管理監督者とは認められないという判決が大半を占めます。最近の裁判例は、長時間労働による健康障害の問題が注目されるようになり、勤務態様、労働時間の裁量性があるか否かを重視しています。労働時間に関する規制を外しても、本人の健康や家庭生活の維持に何の心配もなく、自由に休めることが保障されているか否かで判断されます。」

「今後、これらのリスクを解消するために、どのような対応が必要となりますか？」

「法改正に向けた議論で、本来は管理監督者に当たらない労働者が管理監督者と扱われていることがあるため、その要件を明確化することが示されています。貴社の課長を管理監督者の要件に該当させることは難しいと思われます。労働時間の規定に対応した賃金等の制度変更が必要と考えます。」

「具体的に、弊社の現状から、どのような賃金等の制度変更が考えられますか？」

「労働基準法上の管理監督者に当たらない管理職に対しては、固定残業手当を払う制度が現実的と考えます。また、管理監督者に該当する管理職であっても、労働時間の状況を把握する義務があり、所定労働時間を超えて労働したときには、幾何の賃金を支払うかを定める必要があります。制度変更により、管理職の満足度が上がれば、若手社員の将来への希望にもつながり、離職防止等にも有効です。」

(労働衛生コンサルタント・社会保険労務士 中西浩信)

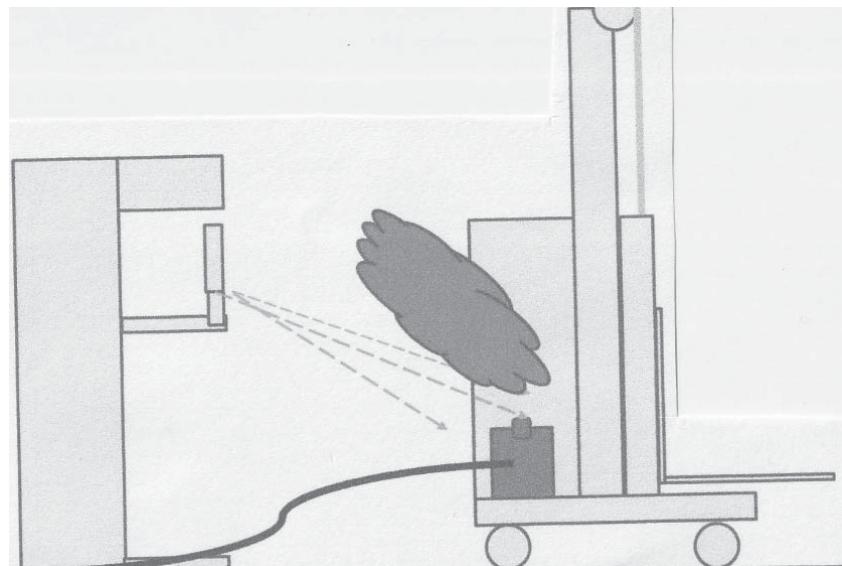
労働安全衛生コンサルタント 嶋田 靖文

職場の中には数々の危険源があり、事故災害の条件がそろう事で災害につながる可能性があります。普段何気なく使用する道具、職場環境の中にも多くの危険源があります。これくらい大丈夫、いつもの事、と何気なく行動している中で安易な取り扱いをして条件がそろう事で災害につながってしまうことがあります。

(事例) ハンドリフトを職場内で充電中にバッテリーが爆発。

(状況) 鉄パレットの段積み用に使用する電動式ハンドリフトのバッテリーを充電するためスポット溶接機の電源に充電コンセントを接続し充電していた。スポット溶接機の火花が飛び、充電中のバッテリーが爆発しバラバラになった。(幸運にも人的被害はありませんでした)

(原因) バッテリーの充電中には電極から水素ガスが発生する。バッテリーの火花が点火源となり発生した水素ガスに引火爆発した。



(教訓) この事例の場合水素ガスという危険源は眼とか五感では確認できない。設備機械の取扱説明書を確認すると、充電中水素ガスが発生するため火気厳禁。そして危険な雰囲気とならないように、カバーを開け換気の良い場所で充電すること。と注意事項がしっかり書かれている。

設備関係は、メーカーによるリスクアセスメントの結果安全に取り扱う方法が記載されているのでしっかり確認し、注意事項を守ることが必要です。

バッテリー式フォークリフトの充電も同様で風通しの良い場所で、フードを開け充電する事。充電中火気厳禁の徹底を図ることが大切です。

このように危険源の特定を行う場合、手順書や取扱説明書、過去の経験など様々な情報を徹底的に調べ確認し、現地で確認し、あらゆるパターンを見つけ出すように頑張っていきましょう。

ご安全に

会員だより

安城支部

《会社概要》

名 称	三浦電気株式会社
代 表 者	代表取締役社長 三浦 健
所 在 地	安城市小堤町 9-6
創 業	1948（昭和 23）年 1月
設 立	1951（昭和 26）年 9月
事業内容	電設資材、制御機器、空調設備の卸販売 防災、放送設備、太陽光発電システム施工 管理
従業員数	458名（2025年11月）
事業拠点	（営業所）愛知県 20拠点、静岡県、東京都
U R L	https://www.miuraeit.com/



安城本社

《ビジョン・方針》

“お客様の電気設備に関するあらゆるニーズに応えられる専門商社”

弊社は創業から独立系の専門商社としてお客様のニーズに応え電気設備に関する数多くの機器・資材・システムなどを提供してきました。フットワークと情熱を持ち、お客様からも社員からも「三浦電気でよかった」と思ってもらえることが社会インフラの一つである電気設備を担う弊社の使命と考えています。

《事業内容》

電設資材の販売

住宅やオフィス、ショッピングモール、公共施設などをより快適に、そして安全安心を実現するためには電気設備が必要ですが、電気設備を正確に稼働させるための電設資材を販売しています。

小さなネジから配線、モーター、分電盤、電線などの数万・数十万の製品を通じて、様々な施設の環境を支えています。

〈取扱商品〉

配分電盤、受変電設備、電源機器、電熱機器、引込装柱材料、避雷機器、接地材料、配線材料、省エネ機器、照明制御機器、通信・情報機器 など



制御機器の販売

モノづくりの現場において人と最新技術、設備をバランスよく統合するためのシーケンサー、サーボアンプ、インバータ、自動認識システムなどの制御機器について、弊社では産業機器メーカーと制御盤メーカーとタッグを組み、お客様の様々な課題に対して、その生産方法や環境、業種に合った最適な機器を提案、販売しています。

〈取扱商品〉

省配線システム、自動認識システム、マンマシンインターフェイスなど



空調設備の販売

オフィスビルやショッピングモール、工場などの施設には無くではない空調設備について、弊社では特に注力し専門部署を設けてお客様のニーズに合った製品を提案、販売しています。

官公庁の各市町村の小中学校全校にエアコンを導入する小中学校空調設備整備事業への参画、大手飲食チェーン、ドラッグストアへの導入実績も有しています。

〈取扱商品〉

ルームエアコン、パッケージエアコン、換気扇、スポットエアコン、天井扇、空調用吹出口 など



お知らせ

2025年度・2026年度 刈谷労働基準協会主催講習会

講習名		日程	会場	会費	
				会員	非会員
技能講習	31H フォークリフト	(学) 4月3日 (実) 4月4・5・11日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450円	
	有機溶剤作業主任者	3月5・6日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	
		4月7・8日		13,750円	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	3月9・10日	あいち産業科学技術総合センター	13,200円	
		4月27・28日		13,750円	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	3月24・25・26日	あいち産業科学技術総合センター	17,710円	
	石綿作業主任者	3月17・18日	あいち産業科学技術総合センター	13,750円	
		4月8・9日			
特別教育	機械研削砥石	4月20・23日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750円	17,050円
	プレス金型取替調整	(学) 3月3日 (実) 3月4日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750円	17,050円
	低圧電気 (実技7H含む)	3月17・18日	刈谷商工会議所	17,050円	20,350円
		4月21・22日		20,570円	23,870円
	産業用ロボット	(学) 3月9・10日 (実) 3月11日 or 12日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	34,980円	38,280円
その他	電気自動車等の整備	3月19日	あいち産業科学技術総合センター	10,175円	12,375円
	一般建築物石綿含有建材調査者	4月23・24日	あいち産業科学技術総合センター	44,000円	49,775円
	工作物石綿事前調査者	3月23・24日	あいち産業科学技術総合センター	44,000円	49,280円
	化学物質管理者(取扱)学科のみ	3月16日	あいち産業科学技術総合センター	14,520円	17,820円
	化学物質管理者(取扱)学・実	3月16日	あいち産業科学技術総合センター	17,820円	21,120円
	雇入時(新入者)安全衛生教育	4月13日	あいち産業科学技術総合センター	7,568円	10,868円
	安全衛生推進者	3月4・5日	あいち産業科学技術総合センター	16,830円	
	職長教育(製造業)	3月2・3日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	16,280円
		4月9・10日		14,080円	17,380円
	熱中症予防管理者教育	4月20日	あいち産業科学技術総合センター	7,920円	9,020円

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。

<https://www.kariya-rouki.or.jp>

刈谷労働基準協会主催講習会（労務・労働問題関連）

種別	講習会名	QRコード	2月	3月	4月	会費(単位:円)		会場
						会員	非会員	
総労合効果法令講座令	1. 労働実務基礎講習（半日）		3	10	9	無 料		名北労働基準協会他
	2. 労働実務総合研修（1日）		12		14	10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座（4日間）		10			全日 36,700	全日 44,500	
	4. 社会保険労務士試験受験対策総合講座（13日間）		25			詳細はQRコードからご覧ください		
	5. 建設業雇用管理者研修（1日）					無 料		名北労働基準協会他
セ労ミ効効ナ問題	1. 労働問題総合対策セミナー					無 料		岡谷鋼機名古屋公会堂
	2. 基礎から学ぶ外国人労働者雇用セミナー		13			6,900	9,130	ウインクあいち
	3. カスハラ対策義務化対応緊急無料説明会					無 料		中区役所ホール
	4. カスハラ防止対応経営者 管理者研修			18		6,900	9,130	名北労働基準協会
安全衛生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育		6			7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. 振動工具取扱作業者安全衛生教育					8,690	11,990	あいち産業科学技術総合センター
	3. 驚音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育					7,330	9,160	名古屋市工業研究所
	4. ダイオキシン類特別教育			3		資料代 1,000 円		ウィルあいち
	5. 名古屋・尾張労働災害防止大会							
社員教育	1. 管理能力向上研修			4		6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルス管理者研修			3				
	3. 人事考課者研修							
	4. ハラスメント防止研修		17					
	5. ハラスメント相談担当者研修		24					
	6. アンガーマネジメント研修		20					
	7. 採用担当者研修							
	8. Z世代とのコミュニケーション研修		4~8					

(県下各協会合同開催)

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練（KYT）1日研修会	3月 19 日	あいち産業科学技術総合センター	17,820 円	19,800 円

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等		開催月日		学科会場	実技会場	受講料
		学 科 (日)	実 技 (日)			
技能講習	ガス溶接	3月 9 日	3月 14 日	ポーラビル	トヨタ安全衛生教育センター	13,780 円
		3月 17 日	3月 21 日			
乾燥設備作業主任者	3月 23・24 日			ポーラビル	大同特殊鋼星崎工場	13,780 円
はい作業主任者	3月 23・24 日			ポーラビル		13,450 円
その他	局所排気装置自主任者	3月 2・3 日	3月 4 or 5 or 6 日	ポーラビル	ポーラビル	会員 58,500 円 非会員 63,000 円

安 全 緑 十 字

<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	月	1	2	3						
				4	5	6						
7	8	9	10	11	12	13						
14	15	16	17	18	19	20						
21	22	23	24	25	26	27						
		28	29	30								
		31										

無災害 緑
不休災害 黄
休業災害 赤

労 働 安 全 衛 生 保 護 具
環 境 測 定 機 器 販 売



シマツ株式会社

TEL 0566
24-1050



MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エイジェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当
清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.

www.trendco.biz



就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング

外国人労働者・技術者派遣事業

特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



お問い合わせはこちらから

〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7

Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

企業の労働 110 番！

労働のトラブル・ご相談・ご質問は迷わず 052-961-7110 までお電話を

労働問題なら

- 何でも 民事問題を含めた幅広いご相談が可能です
- 何時でも 月～金 8：30～17：30（祝日等は除く）
- 何度も労働基準協会会員企業さんは解決まで何度も。
未入会企業さんも初回ご来局に限り無料でご相談が
可能です
- 企業の立場で秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策を
アドバイス。労働者の立場でのご相談はできません
- 社会保険労務士等専門家が他 行政 OB・産業カウンセラー
等企業の支援活動を行う労働の専門家です



ミドリ安全の防災セット



初動対応 保管場所
避難生活対応



【手軽】で【省スペース】なミドリ安全の防災セットで
災害発生後、【3日間】を生き抜く準備をサポートします

M ミドリ安全株式会社
刈谷支店 / 愛知県知立市牛田 1-59 TEL 0566-82-0003
電話 / 0566-82-1161 FAX / 0566-82-1163

ミドリ安全の防災対策サイト
suv.midori-sh.jp



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
 - ・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）

一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町 1-5-1 ☎ 052-602-4747
FAX 052-602-6821

《定期刊行誌》

●単行本

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

年度版 安衛法便覧

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/19,800円(税込)

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

印編
刷集
所人
一般社
團法
人所

刈谷市山裕一郎
（電話）○五六六一
（郵便番号）四八一〇五三
（住所）刈谷市高松町一
（建物）トビルズ刈谷ビル
（階）五階

定期刊行誌 見本誌(無料)
送付ご希望の方は、
ご連絡お願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエフビル2F
TEL 052(211)2073